

○鳥取県企業立地等事業助成条例

平成25年3月26日

鳥取県条例第8号

改正 平成25年7月2日条例第46号
平成25年10月11日条例第59号
平成26年2月14日条例第4号
平成26年10月17日条例第46号
平成27年6月30日条例第37号
平成28年2月9日条例第4号
平成28年3月25日条例第25号
平成29年3月 日条例第 号

鳥取県企業立地等事業助成条例をここに公布する。

鳥取県企業立地等事業助成条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。

(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であつて、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める道路貨物運送業その他の事業（製造業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）

イ 情報処理・提供サービス業に属する事業

ウ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業

エ 自然科学研究所に属する事業

オ 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業

カ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの

(3) 情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であつて、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）

イ 前号イからエまでに掲げる事業

(4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であつて、次条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 第2号カに掲げる事業

イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業

(5) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が要綱で定めるもの及び法人にあつては、当該法人の総株主の議決権の過半数を

有する法人その他知事が要綱で定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱で定めるところにより算出した額を除く。）をいう。

- (6) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を除く。）をいう。
- (7) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
- (8) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- (9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。）のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。
- (10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回線であつて、当該電気通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの（これに準ずると知事が認めるものを含む。）をいう。
- (11) 投下環境有益固定資産額 投下固定資産額のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に係る家屋及び償却資産の取得に要するものをいう。
- (12) 初年度賃借料 賃借料（情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあっては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

（企業立地等事業の認定）

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めたとときは、この限りでない。

- (1) 県内（知事が要綱で定める地域に限る。）において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。
 - (4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適当であること。
- 2 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めたとときは、この限りでない。
- (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。
- 3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認め

たときは、この限りでない。

- (1) 県内において行われること。
 - (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
 - (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が適当であること。
- 4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認められたときは、この限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 6 知事は、企業立地等事業が第1項から第3項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められたときは、当該認定を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- (1) 前条第6項の規定により認定を取り消された者
- (2) 県と協議を行うことなく、第6条第1項の表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間内に休止し、又は廃止する者であつて、事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの

（補助金の額）

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるもの（以下「特定サプライヤー」という。）が行う事業に対する企業立地事業補助金の額は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）を加算した額以下とする。
- 4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が7億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき7億円を限度とし、分割して行うものとする。ただし、分割の回数が7回を超えることとなるときは、この限りでない。
- 5 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。
- 6 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。
- 7 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の

額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

- (1) 著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事が特に認めるもの
- (2) 著しく規模の大きい事業であって、知事が特に認めるもの
(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからカまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る特定製造業又は第2条第2号イからエまでに掲げる事業	情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に係る第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業	コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間

2 事業実施者は、前項の表の中欄に掲げる事業を営む期間内(同表の右欄に定める期間内に限る。)は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る旧条例第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化に応じてこの条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成25年条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以降に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金について適用し、同日前に同項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の新条例の規定は、平成28年10月1日以降に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金について適用し、同日前に新条例第3条第1項の規定による知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金及び同条第3項の規定による知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係るコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業 第2条第2号アに掲げる事業	(1) 投資額が1億円(県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3,000万円)を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人)以上増加すること。	(1) 特定製造業にあっては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。(2)及び(3)において同じ。)に100分の30を乗じて得た額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 (2) 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあっては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た金額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 (3) (1)及び(2)以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
第2条第2号イに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	次に掲げる額の合計額(2億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
第2条第2号ウに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人)以上増加すること。	次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
第2条第2号エ及びオに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人)以上増加すること。	次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 投下固定資産額に100分の30を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
第2条第2号カに掲げる事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。	次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) <ul style="list-style-type: none"> (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額
情報通信用 特定製造業 第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者が10人以上増加すること。 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	次に掲げる額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の賃借に要する費用の額に100分の

関連 雇用 事業	第2条第2号ウ及び びエに掲げる事業	と。 技術者、デザイナー又は科学技 術に関する研究者である常時雇 用労働者が5人以上増加するこ と。	50を乗じて得た額（1,200万円を限度とする。） (2) 専用通信回線（新たに第2条第2号イから エまでに掲げる事業の用に供され、又は増加し た部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100 分の50を乗じて得た額（2,000万円を限度とす る。）
	コン テン ツ ・ 事 務 管 理 関 連 雇 用 事 業	第2条第2号カに 掲げる事業 常時雇用労働者が3人以上増加 し、かつ、常時雇用労働者のう ちに県内転入者以外の者が1人 以上いること。 第2条第4号イに 掲げる事業 常時雇用労働者（県内転入者は、 2人までとする。）が5人以上 増加すること。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所又は設備（新たに第2条第2号カ又 は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増 加したものに限る。）の賃借に要する費用その 他の知事が要綱で定める費用（情報通信関連雇 用事業補助金の交付を受け、又は受けようとし る者にとっては、当該情報通信関連雇用事業補 助金の対象となるものを除く。）の額に100分 の50を乗じて得た額（1,000万円を限度とす る。） (2) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電 気通信役務の提供を受ける契約（新たに締結さ れ、又は変更されたものに限る。）に基づき支 払う費用（情報通信関連雇用事業補助金の交付 を受け、又は受けようとする者にとっては、当 該情報通信関連雇用事業補助金の対象となる ものを除く。）の額に100分の50を乗じて得た 額（500万円を限度とする。）

備考

- 1 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。
- 2 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。
- 3 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2 (第5条関係)

1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの(家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。)	投下環境有益固定資産額に3分の1を乗じて得た額(2億円を限度とする。)
2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業(特定製造業を除く。)であって、知事が特に認めるもの	次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) (1) 投下固定資産額(1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。)に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業(7の項に該当するものを除く。) 100分の10 イ アに掲げる事業以外の事業のうち海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって知事が特に認めるもの(8の項に該当するものを除く。) 100分の10 ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5 (2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50 イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの(2の項に該当するものを除く。) (1) 先進的な技術を活用する事業 (2) 県内の資源を活用する事業	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
4 中山間地域(知事が要綱で定める地域に限る。)において行う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業(知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。)であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)
7 大都市圏(首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。)又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの(5の項又は8の項に該当するものを除く。)	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)
8 我が国における拠点となる工場等に関する事業(知事が要綱で定める外国会社が行うものに限る。)であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)